

重要事項説明書【令和7年4月1日現在】

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1 事業所の概要

事業者名称	社会福祉法人志真会
事業者代表者	理事長 天笠 寛
所在地	千葉県君津市貞元5 1 0 番地
事業所名称	君津市小糸・清和地域包括支援センター
事業所の管理者	センター長 石井 彰
介護保険指定事業者番号	1 2 0 3 0 0 0 0 4 5
事業所所在地	千葉県君津市上2 5 5 番地 1
連絡先	電話：0 4 3 9 (2 7) 1 2 2 1 FAX：0 4 3 9 (2 7) 1 2 2 5
サービス提供地域	君津市小糸地区・清和地区
営業日	月曜日～金曜日 但し、土日・祝日、1 2 月 3 1 日～1 月 3 日を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

2 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1 名 (兼務 1 名) ※主任介護支援専門員を兼務
看護師	2 名 (常勤 2 名、非常勤 名)
主任介護支援専門員	1 名 (常勤 1 名、非常勤 名)
社会福祉士	1 名 (常勤 1 名、非常勤 名)
事務担当職員	1 名 (常勤 1 名、非常勤 名)

3 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則としてご利用者の負担はありません。但し、介護予防支援については、介護保険料の滞納等により被保険者証に支払方法変更の記載がある場合には、下記の額を事業者にお支払いください。この場合、事業者は介護予防支援提供証明書を発行いたしますので、この証明書と領収書を添付して市役所の窓口に申請していただくと、支払い額が払い戻される場合があります。

項 目	1か月あたりの利用料金
介護予防支援	4, 5 1 2 円
初回加算 ※1	3, 0 6 3 円
委託連携加算	3, 0 6 3 円

※1 新規に介護予防サービス計画書を作成する利用者に介護予防支援を提供した場合に加算

- (2) 担当職員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いを求める場合があります。

4 事業の目的及び運営方針

事業の目的	介護保険法に基づき、要支援者等からの相談に応じて、介護予防サービス等の適切な利用ができるよう介護予防ケアプランを作成するとともにサービス事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う。
運営方針	1 利用者の意思及び人格を尊重するとともに、利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、その自立に向けて設定された目標を達成するために適切な介護予防サービス等が提供されるよう配慮したものとする。 2 介護予防支援等の提供にあたっては、公正中立を遵守し、関係機関や多職種との連携を図るよう努める。

5 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、かかりつけ医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	かかりつけ医： 連 絡 先：
緊急連絡先	氏 名： 連 絡 先：

6 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、介護予防支援等を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の個人情報を用いませぬ。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしませぬ。

7 事故発生時の対応

当事業者が利用者に対して行い介護予防支援等の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業者が利用者に対して行った介護予防支援等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者： 石井 彰

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

③研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

④個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

⑤従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めるものとします。

⑥高齢者虐待防止のための指針を整備します。

9 衛生管理等

事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10 事業継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者の対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務事業継続計画に従って必要な措置を講じます。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 その他

利用者は介護予防ケアプランの位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。（位置付けた理由を求めることが可能です。）

12 介護支援等業務に関する相談、苦情について

【センターの窓口】 君津市小糸・清和地域 包括支援センター	所在地：千葉県君津市上 2 5 7 番地 1 電 話：0 4 3 9 （ 2 7 ） 1 2 2 1 F A X：0 4 3 9 （ 2 7 ） 1 2 2 5 対応時間：午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分 但し、土日・祝日、1 2 月 3 1 日～1 月 3 日を除く
【市町村の窓口】 君津市介護保険課	所在地：千葉県君津市久保 2 丁目 1 3 番 1 号 電 話：0 4 3 9 （ 5 6 ） 1 7 3 6 F A X：0 4 3 9 （ 5 6 ） 1 2 2 0 対応時間：午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分 但し、土日・祝日、1 2 月 2 9 日～1 月 3 日を除く
【公的団体の窓口】 千葉県国民健康保険 団体連合会（国保連） 介護保険課苦情処理係	所在地：千葉県千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 － 3 電 話：0 4 3 （ 2 5 4 ） 7 4 2 8 対応時間 午前 9 時 0 0 分～正午 正午～午後 5 時 但し、土日・祝日、1 2 月 2 9 日～1 月 3 日を除く

13 介護予防支援サービスの担当事業者（第 3 条 2 項により委託した場合）

名 称	
担 当 者	

【 説明確認欄 】

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 社会福祉法人志真会

事業所名 君津市小糸・清和地域包括支援センター

事業所番号 1 2 0 3 0 0 0 4 5

説明者

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏 名

家族又は

代理人 氏 名 (続柄)

※氏名欄は自署（自署が困難な場合は記名押印）してください。